

2021年  
5月1日  
第441号



# JR東海労



〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5  
Tel 03-3201-0350 FAX 3201-0351  
Eメール jrtoukairou@yahoo.co.jp

JR東海労働組合  
発行人 木下 和樹  
編集人 高山 浩

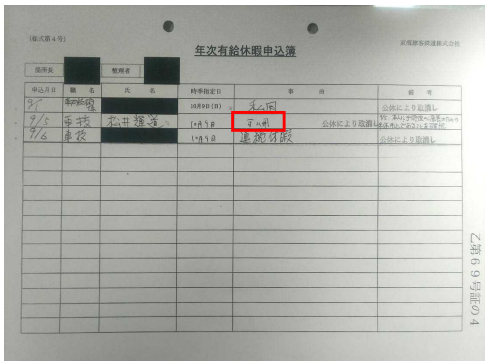
http://jrtoukairou.sakura.ne.jp/



## 年休申込簿に他人の筆跡！ 年休は欠勤でないことが明確に！ 松井さん、堂々と証言！

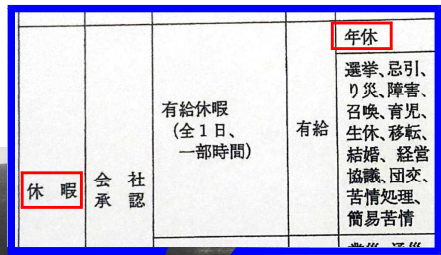
診断書強要中労委の証人審問が3月31日、行われました。組合側から東京車両所分会の松井さん、会社側から本社人事部勤務課松本担当課長(当時)が証言しました。この証人審問を以て、今中労委は結審しました。松井さんの主尋問では、管理者との会話、年休申込簿の扱い、会社が団体交渉の開催を拒否したこと等について証言しました。会社側からの反尋問では、年休申込簿の「事由欄」に松井さんが書いたものではない記載が明るみに出て、松井さんが書いたものなのかの確認や、当時会話をした管理者が誰であったかの質問に集中し、会社の思惑は見事に外れました。松本証人の主尋問では、年休を欠勤とするためのシナリオを忠実に証言しました。これによると、翌月の休日予定日発表後に翌月の労働時間を割り振り、年休申請日に就労義務があれば時季指定し、就労義務が免除され「正規の労働時間」を欠く「欠勤」に該当するというものです。

組合側の反対尋問では、団体交渉の開催拒否の違法性を追及すると共に、『昭和63年解説書』の解釈が現在でも変わっていないことを確認させた上で、年休が「欠勤」の項目ではなく「休暇」の項目に分類されている

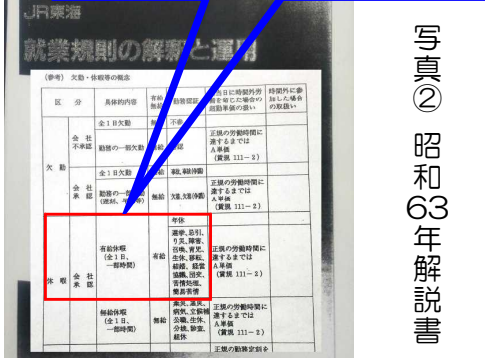


写真① 赤枠の字の筆跡は松井さんではない

以下、主な審問内容です(役職は当時)。  
Q 松井さん主尋問  
Q 都労委以降、根岸科長は松井さんに何か言ってきましたか。  
A 何も言ってきましたせん。  
Q 松井さんから何か言いましたか。  
A あなたを証人申請している。「証人になったから私に言ったことを包み隠さず言ってくれ」と言いました。  
Q 他の管理者は何か言ってきましたか。  
A 何も言ってきましたせん。自分たちの指導が問題となつていて、おかしいと思います。  
Q 会社は年休申込簿の事由欄に書かなくても良いと主張していますが。  
A 書かないと管理者から理由を書くと、2度ほど言われました。  
Q 乙69号証の年休申込簿(写真①)ですが、松井さんが書いたものですか。  
A 事由欄に「私用」と書いてありますが、私が書いたものではありません。たぶん、管理者が書いたと思います。  
Q 都労委で会社は、年休について「仮の申し込み」と言っていましたか。  
A 「仮の申し込み」とは書かれていません。  
Q 協約や新賃金の団体交渉で、会社が診断書の提出を拒否すると言っていますか。  
A その団体交渉で議論するならば、付けたしではなく、申し入れたときに団体交渉を行なつてほしいと思います。  
Q 最後に言いたいことを言つて下さい。  
A 都労委と中労委の場に、根岸元科長が証言に立てなく、非常に残念です。私が証言した内容や、根岸科長が言った内容を、会社はそんなことは



写真② 昭和63年解説書



井さんが書いたものですか。  
A 事由欄に「私用」と書いてありますが、私が書いたものではありません。たぶん、管理者が書いたと思います。  
Q 都労委で会社は、年休について「仮の申し込み」と言っていましたか。  
A 「仮の申し込み」とは書かれていません。  
Q 協約や新賃金の団体交渉で、会社が診断書の提出を拒否すると言っていますか。  
A その団体交渉で議論するならば、付けたしではなく、申し入れたときに団体交渉を行なつてほしいと思います。  
Q 最後に言いたいことを言つて下さい。  
A 都労委と中労委の場に、根岸元科長が証言に立てなく、非常に残念です。私が証言した内容や、根岸科長が言った内容を、会社はそんなことは

言っていないと、言っていますけど、では根岸科長が何を言ったのか、根岸科長本人の陳述書も一切出されていません。根岸科長が証人になることは、何かまずいことがあるのかと思わざるを得ません。私が取った年休は、会社に承認された年休です。その年休を欠勤だということはおかしなことです。  
Q その第8節で、「休暇」の中に「年次有給休暇」がありますか。  
A 記載の通りです。  
Q 労働義務のある日に年次有給休暇又は休暇以外で休む場合は欠勤と解説されていますか。  
A 記載の通りです。  
Q 表(写真②)に、年休は休暇の項目にあり、欠勤の項目ではないですか。  
A 表上はそうです。  
Q 都労委命令で「軽微」とはいえない労働条件に關わる義務的団交事項とありますが、そう思いませんか。  
A 思いません。

# 「人間の五感」こそ安全が確保できる！

## JR総連政策・提言フォーラムで発表

JR総連は4月10日、人口減少・デジタル革新が進む社会の中で、今後の鉄道のあり方、新型コ



ロナウイルス感染拡大に伴う利用者数の減少に直面しているJR各社の経営課題など、様々な政策課題を発表するため、「政策・提言フォーラム」を開催しました。

JR東海労は「変化する働き方の中で安全確保・技術継承・労働条件の維持・向上に向けた課題」として、本橋書記長がJR西前川書記長と共に発表しました。以下、発表内容の要旨です。

日本国内では少子高齢化が進み、将来の労働人口の減少が大きな問題となっています。JR各社

では、更なる利益追求に向けた、度重なる効率化が行われてきました。少子高齢化による労働力不足・人材不足はより深刻になっていきます。こうした問題に対してJR各社は、AI(人工知能)、ICT(情報通信技術)などの最新技術を導入し、これまで以上に機械化・効率化を推し進めようとしています。

しかし、こうした最新技術を活用した効率化によって私たちの職場はどうなっていくのでしょうか。車両、工務の職場などメンテナンス部門では、業務委託・外注化が進み、安全や技術の継承が滞る事態になっていないでしょうか。これまで人間の五感による検査体系を廃し、AIやIC

Tの技術を駆使した検査体系で鉄道の安全は確保できるのでしょうか。こうした技術は、人間では検知できなかった検査として有効と考えられますが、私たちは鉄道の安全は、経験を積んだ「人間の五感」によるところ

が大きいと考えます。「マニュアルがあれば誰でも検査、修繕ができる」とした考えや、システムに頼った検査体系は、検査にあたる作業者が自分で考えることや判断力が低下することに繋がるのではないのでしょうか。マニュアルやシステムに頼り切った検査体系を改め、要員削減と経費削減を目的とすることなく、人間とシステムの「住み分け」を図ることで「のぞみ34号台車亀裂事故」のような事故を防ぐことができるのではないかと考えます。

## サービックあつせん申請拒否 地本は申請取り下げは行わず

新幹線関西地本は3月17日、(株)関西新幹線サービックに提出した申し入れに対し、未だに団体交渉が開かれていないとして、大阪府労働委員会にあつせん申請を行いました(本紙440号参照)。これに対し、サービックは3月30日、あつせん申請には応じないと返答しました。

新幹線関西地本は4月12日開催した執行委員会、あつせん申請を取り下げないことを確認しました。そして翌13日、大阪府労働委員会にあつせん申請の取り下げは行わないことを伝えました。

## 休業の勤務実態に疑問！ 関西地本が労基署に相談

新幹線関西地本と関西地区分会は3月25日、JR東海や関西新幹線サービックの一時帰休に対する勤務実態に疑問があるとして、淀川労基署へ相談に行きました。

本部は、本社との団体交渉で、一時帰休の勤務実態は「休業」であり、労働義務については「労働義務はない」ことを確認しました。しかし、昨

年来のコロナ禍の状況下、なし崩し的な勤務変更が常態化している職場があり、休業を「予備的」な取り扱いとする問題が発生しています。25日に指定された勤務で「休業」となった場合は、会社の回答通り「労働義務はない」ので「予備的扱い」は間違いです。

またサービックでは、一時帰休について第一組

合と休業協定を締結しているにもかかわらず、「自宅待機」などの勤務指定を継続し、課題を課している(業務を指示している)のです。サービックの「自宅待機」を指定する目的は、感染拡大防止が理由であったはずですが、変異種などで感染が再拡大しつつある中、自宅待機は差別や不公平のないよう社員の安全を守るために実施されるべきです。労基署の担当者からは「サービックの課題提出はおかしいのではないか」と苦言を呈されました。

## 減水対策を取らないJR東海！

### リニア工事差止訴訟第2回口頭弁論に参加

静岡県リニア工事差止訴訟第2回口頭弁論が4月23日に開廷され、静岡地本組合員は傍聴券獲得の取り組みと報告集会に参加しました。

原告の「日本山岳会」元静岡支部長の有元さんは、意見陳述で「地下水が下がれば動植物が消失する可能性がある」と主張しました。一方、JR東海は「仮に流量が減少しても受忍限度を超えて原告らの権利を侵害する」とはいえない。差止請求



権の根拠たり得ない」と反論しました。

報告集会で、訴訟の会事務局長の静岡大学芳賀名誉教授は、「全体の65%を認可に至る政府審議会の経過や工法、有識者会議座長まとめによって主張しており、『お上の目一杯強調する構成となっている。反論の表現も『下々の者ごときが憶測で物を言うな』といった、上から目線の馬鹿にした論調である」と感想を述べました。

西ヶ谷弁護士は、減水問題について、「毎秒2トンの減水という数値はJRの試算に基づき、それ以上の減水が生じない保証はない。特に山体内部の地質調査が不十分なため、湧水量の見直しは

立っていない。地質によっては薬液注入等で対応できない場合がある。南アルプスの地質は脆いので、特にその懸念は強い。JRは南アルプスの地質の事前調査を行っていない。仮に薬液注入で減水がある程度防止しても、薬液は湧水に混ざり導水路トンネルを通り、大井川から駿河湾へと流される。当然、大井川周辺の地下水にも混ざる。JRの書面にはこの点に対する言及が一切無い。JRは、トンネル内にプールをつくって湧水を溜め、そこからポンプアップして導水路トンネルに流すと主張する。しかし、ポンプアップの電力、どのようなポンプが何台必要か、ポンプが故障した場合、いつまでJRが対応するのかなどについて、具体的な説明がない。100年前に行われた丹那トンネル工事でも、湧水が今日に至っても未だに熱海側に流れ続けている。同様の事態が生じた場合、100年以上先のことでまで一民間企業が保証できるのか。JRは国交省有識者会議の座長コメントを引用するが、コメントは会議の内容を正確に反映させていない恣意的な内容になっており、JRの主張を補強する証拠にはなり得ない」と指摘しました。

第3回口頭弁論は7月9日です。